第十一条の四第一項中「又は特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官」に改め、同項第二号中「及び特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員及び航空管制官」に改め、同条第二項中「又は特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官」に改め、同項第二号中「特殊作戦業務を」の下に「、航空管制官にあつては航空管制業務で防衛大臣の定めるものを」を加える。

第十二条第一項中「百分の八十を」を「百分の九十を」に、「百分の六十を」を「百分の七十を」に改め、同条第九項中「又は特殊作戦隊員（」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官（」に、「第五項」を「第六項」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「特別警備隊員又は特殊作戦隊員」を「特別警備隊員、特殊作戦隊員又は航空管制官」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「又は特殊作戦隊員に」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官に」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十六条第三項の航空管制官手当の月額は、航空管制官の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、その従事する航空管制業務で防衛大臣の定めるものの危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の十又は百分の五を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

第十三条第二項中「及び」を「、航空管制官手当及び」に改める。

第十九条の四の次に次の二条を加える。

（指定場所生活調整金の額等）

第十九条の五　指定場所生活調整金の額は、二十万円とする。

2　指定場所生活調整金は、基準期間（法第二十六条の三第一項に規定する基準期間をいう。次項において同じ。）の末日の属する月又はその翌月に支給する。

3　基準期間において懲戒処分その他防衛大臣が定める事由があつた場合にあつては、当該基準期間に係る指定場所生活調整金は、支給しない。

（委任規定）

第十九条の六　前条に規定するもののほか、指定場所生活調整金の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

別表第五航空管制手当の項中「進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務」を「航空管制業務」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第一号中「及び特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○厚生労働省告示第百六十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月二十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
10001	北海道	札幌医科大学附属病院	1.1182	0.0785	0.0049	0.0000
10002	北海道	北海道大学病院	1.1182	0.0784	0.0071	0.0000
10003	北海道	旭川医科大学病院	1.1182	0.1084	0.0109	0.0000
10004	青森	弘前大学医学部附属病院	1.1182	0.0821	0.0097	0.0000
10005	岩手	岩手医科大学附属病院	1.1182	0.1016	0.0073	0.0000
10006	宮城	東北医科薬科大学病院	1.1182	0.0581	0.0255	0.0000
10007	宮城	東北大学病院	1.1182	0.0801	0.0098	0.0000
10008	秋田	秋田大学医学部附属病院	1.1182	0.0770	0.0099	0.0000
10009	山形	国立大学法人山形大学医学部附属病院	1.1182	0.0691	0.0109	0.0000
10010	福島	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	1.1182	0.0906	0.0110	0.0000
10011	茨城	筑波大学附属病院	1.1182	0.0866	0.0091	0.0000
10012	栃木	自治医科大学附属病院	1.1182	0.0938	0.0158	0.0000
10013	栃木	獨協医科大学病院	1.1182	0.0839	0.0123	0.0000
10014	群馬	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	1.1182	0.0764	0.0098	0.0000
10015	埼玉	埼玉医科大学病院	1.1182	0.0664	0.0110	0.0000
10016	埼玉	防衛医科大学校病院	1.1182	0.0672	0.0079	0.0000
10017	千葉	国際医療福祉大学成田病院	1.1182	0.0572	0.0120	0.0000
10018	千葉	千葉大学医学部附属病院	1.1182	0.1053	0.0142	0.0000
10019	東京	東京慈恵会医科大学附属病院	1.1182	0.0754	0.0107	0.0000
10020	東京	東京医科大学病院	1.1182	0.0838	0.0125	0.0000
10021	東京	東京女子医科大学病院	1.1182	0.0856	0.0070	0.0000
10022	東京	慶應義塾大学病院	1.1182	0.0812	0.0087	0.0000
10023	東京	日本医科大学付属病院	1.1182	0.0954	0.0190	0.0000
10024	東京	順天堂大学医学部附属順天堂医院	1.1182	0.0815	0.0052	0.0000
10025	東京	昭和医科大学病院	1.1182	0.0717	0.0131	0.0000